



－第8回高木賞：臨床皮膚科学の輝かしい近未来のために－

臨床皮膚科学研究助成（高木賞／高木賞臨床研究奨励賞）募集要項

わが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを目的にマルホ・高木皮膚科学振興財団では第8回高木賞（高木賞／高木賞臨床研究奨励賞）を募集します。

◆対象研究

皮膚科領域における診断・予防・治療に直結する臨床研究（疫学調査を含む）あるいは臨床に即した病態研究（詳細は当財団WebサイトFAQ「<https://www.mt-hifukagaku.or.jp/promotion/faq.html>」をご参照ください）

◆研究助成の内容

- 高木賞は、1件500万円を上限として最大2,500万円（4件以上）を研究助成します。
- 高木賞臨床研究奨励賞（最大500万円：50万円×最大10件）では、臨床に即した疫学調査、疾患の原因・背景因子調査等を含めた臨床研究を奨励し、特に実地の臨床で行われる研究を選考の主眼に置きます。
- 助成金の使途は原則として、当該研究に直接要する物品の購入費用、その他当該研究の実施に必要な費用（外部委託費用を含む）です。飲食等の費用には適用できません。
- 助成期間は、令和6年4月から2年間です。

◆応募資格

- 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医で日本国内の大学もしくは医療機関（クリニックを含む）に所属する個人あるいは研究グループの代表者が対象です。
- 応募者（代表者）は、申請時に満50歳以下とします。ただし、高木賞臨床研究奨励賞などで、疫学調査を行う研究グループの代表者に関しては年齢を問いません。
- 1施設（教室／診療科）から複数の応募を可としますが、個々の応募について所属部門長（教授／部長など）の応募確認印もしくは署名が必要になります（所属部門長ご自身の応募は、応募確認印・署名の必要はありません）。
- 大学院生、学生、企業に所属する研究者は研究グループには所属できますが、応募資格はありません。
- 他の財団あるいは法人の助成を受けている／受ける予定の研究は対象外です。ただし、これらの助成を受けている／受ける予定の研究の場合においても、他の助成金との使用相違点が明示できれば、応募可能です。

◆応募方法

下記の「応募に必要な書類」を令和5年10月1日～11月30日（必着）に郵送してください。

（送付先：〒531-0071 大阪市北区中津1-5-22 「マルホ・高木皮膚科学振興財団」事務局）

◆応募に必要な書類

- 応募する研究者の情報を記入した高木賞応募申請書（別紙1）（高木賞／高木賞臨床研究奨励賞 共通）
 - 高木賞の応募では研究内容や支出想定金額などを記した高木賞研究概要書（別紙2）
 - 高木賞臨床研究奨励賞の応募では研究概要を記した高木賞臨床研究奨励賞研究概要書（別紙3）
- （別紙1、2、3は、当財団Webサイト「<https://www.mt-hifukagaku.or.jp/promotion/>」よりダウンロードをお願いします）

◆受賞者の決定および助成金交付

- 選考委員による書面評価の集計結果に基づき、若手研究者の育成を考慮し、選考委員会で審査後、理事会にて受賞者を決定します。審査は「研究の科学的特色・新規性」「皮膚科領域における診断・予防・治療に対して想定されるインパクト」「研究計画の妥当性（倫理性を含む）」及び「皮膚科臨床に対する直結度」を勘案して厳正に実施します。
- 受賞者には、令和6年3月に通知すると共に、財団のWebサイトに掲載します。
- 助成金は、令和6年4月に受賞者が所属する医療機関あるいはグループ所定の方法に従い交付します。
- 受賞者が助成期間の途中で異動／転職になった場合、同じ研究を継続して実施できれば助成先機関は変更できますが、継続実施できない場合は、その時点までの研究内容を下記の「報告並びに発表等」に準じて報告の上、残余助成金を返金していただきます。

◆報告並びに発表等

- 受賞者には、助成期間満了年（令和8年）の12月末日までに結果の成否にかかわらず研究結果報告書、収支報告書を提出いただきます。高木賞臨床研究奨励賞も所定の書式にて報告書の提出を要しますが、助成期間内の早期に報告書を提出された場合、その直近の高木賞（高木賞／高木賞臨床研究奨励賞）から応募ができます。
- 助成期間満了年の次年度に高木賞／高木賞臨床研究奨励賞共に研究結果報告書集を作成し、発刊します。
- 本助成に基づく研究結果を学会あるいは医学雑誌などで公表する場合は、当財団から助成金の交付を受けて行った研究であることを明示していただきます。

（過去の受賞履歴は、当財団Webサイト「<https://www.mt-hifukagaku.or.jp/winner/>」をご参照ください）

